

軽産 第 158 号  
令和6年11月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

軽米町長 山本 賢一

市町村名 (市町村コード)	軽米町 ( 501 )
地域名 (地域内農業集落名)	米田地区 (蜂ヶ塚、米田、牛ヶ沢、民田山、大久保)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月17日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・不整形・小区画であり、水はけが悪い農地が多く、道路も狭いため作業効率が悪い。
- ・後継者が町外に住んでいたり、同居していても農業をやりたがらない。
- ・畜産農家が草地として農地を利用しているがリタイアすると一気に耕作放棄地になってしまうおそれがある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

山間地帯で農地が散在しており、小規模農家が多い。今後は恵まれた山林資源を活用した山菜や野菜、肉用牛の複合経営化を進め、担い手への農地集積を進めるとともに生産管理用機械を整備拡充し、効率的な生産を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	191 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	171 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構を活用した貸借を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

各種補助事業を活用し、畦畔除去や耕作道の整備など簡易な基盤整備の取組みを進める。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

各種補助事業を活用し新規就農者の確保、親元就農者の円滑な経営継承を行うとともに、地域内外の多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成するため、町、県及びJA等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目ない支援に取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①侵入防止柵の設置等により、ニホンジカやイノシシ等による被害を未然に防止する取組みを進める。

③スマート農業機械の導入により、農作業の機械化、省力化による自立経営農家の確立を図る。